

第百七十一回国会
衆議院
經濟産業委員會
會議録 第十四号

平成二十一年六月三日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君

理事 櫻田 義孝君

理事 やまむら大志郎君

理事 古川 元久君

理事 小此木八郎君

理事 片山さつき君

理事 高村 正彦君

理事 佐藤ゆかり君

理事 新藤 義孝君

理事 谷畑 孝君

理事 中野 清君

理事 橋本 岳君

理事 藤井 勇治君

理事 武藤 容治君

理事 山本 明彦君

理事 北神 圭朗君

理事 近藤 洋介君

理事 田村 謙治君

理事 三谷 光男君

理事 吉井 英勝君

委員の異動

六月三日

補欠選任

木挽 司君

太田 和美君

同日

石川 知裕君

西本 勝子君

石川 知裕君

同日

石川 知裕君

五月二十八日

五月二十八日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

六名提出、衆法第二四号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(内閣提出第五五号)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

〇東委員長 これより会議を開きます。

高村正彦君外六名提出、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑につきましては終局といたします。

〇東委員長 この際、本案に対し、櫻田義孝君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。大島敦君。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案に対する修正案(本号末尾に掲載)

〇大島敦委員 ただいま議題となりました中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付いたしたとおりでございます。

以下、その内容を御説明申し上げます。

第一に、政府が平成二十三年度末を目標として株式会社商工組合中央金庫に検討する事項として、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方のほか、「政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方」を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

第二に、政府は、その措置が講ぜられるまでの間、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〇東委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

〇東委員長 この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。

〇二階国務大臣 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案につきましては、政府としては異議はございません。

〇東委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

〇吉井委員 私は、日本共産党を代表して、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑

第一類第九号

經濟産業委員會會議録第十四号

平成二十一年六月三日

化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

もともこの法案は、十四兆円にも及ぶ過去最大規模の補正予算関連法案として提出されたものであります。補正予算が長引く不況と世界的な金融危機に苦しむ中小企業にとって本場に役立つものになっているのか、国会における真剣な議論が求められております。とりわけ中小企業分野を担当する当委員会においては、中小企業の置かれてある現状を踏まえた上で、その苦境を開解する施策を示す責任があります。

政府は、景気は底を打ち、年末から来春には回復との認識を示していますが、中小企業の置かれてある現状は極めて厳しく、多くの中小企業は展望すらつかめず、文字どおりがけつ縁に追い込まれております。

四月以降、仕事をしたのは三日だけ、売り上げは十億円、新型インフルエンザの影響を受け、予約のキャンセルばかりでお客さんが来ない、政府系金融機関から五%を超える高い金利で借り入れた借入金の返済について、借りかえも金利引き下げにも応じてもらえず、苦しみながら払っている、セーフティネット貸し付けを申し込んだが、売り上げ減を理由に断られたなど、切実な要求にどうこたえるかが重要な課題です。本法案の審議はまた三時間で、審議は尽くされてはいません。

つい昨日、与党は国会の会期延長を強行しました。にもかかわらず、本法案の質疑を打ち切ることは、国会が審議する責任をみずから放棄するものだと言わざるを得ません。厳しく抗議をするものです。

以下、法案について反対の理由を述べます。

一昨年来の原油、原材料価格の高騰や、昨年秋季の金融危機以来の急激な景気後退により、資金繰りに悩む中小零細業者に対し資金供給の円滑化を図ることが重要であることは言うまでもありません。

しかし、本法案は、売り上げ激減や親会社からの突然の下請切りなどによる先行き不安、金融機関の貸し渋り、貸しはがしに直面している中小企業者の困難を解決するものにはなっていない。反対理由の第一は、本法案が、中小企業者の資金繰り難を招いた政府系金融機関改革に何の反省もなく、商工中金の完全民営化路線に固執しているからです。

商工中金の完全民営化とは、政府保有株式を完全に売却した上で根拠法を廃止し、民間金融機関とするものです。完全民営化後は、国が一切経営に関与できません。にもかかわらず、国策である危機対応業務を商工中金に担わせながら完全民営化を推進するという、これほど矛盾した政策はありません。

政府系金融機関の中小企業向け貸し出しは、二〇〇〇年以降七兆円も減少しています。間違った政府系金融機関改革、民営化路線そのものを撤回し、商工中金を政策金融の担い手として位置づけ直すべきであります。

反対理由の第二は、産業革新機構の政府保証枠創設が、機構を電機業界などの特定業界の再編ツールとして使うためのものであるからです。

産業革新機構については、四月に本委員会において、その創設の目的や必要性について審議を行ったばかりです。その際、政府は、大学や企業の枠を超えて技術や人材を組み合わせ、研究開発から事業化に向けた各段階の課題に応じた支援を行うことで、オープンイノベーションによるビジネスモデルをつくり出すために新たな組織が必要だと説明していました。

その舌の根も乾かぬうちに、機構を特定産業の企業再編のために活用するという本法案は、機構設立の目的からも逸脱しています。

支援先として挙げられているエレクトロニクス業界は、産業活力再生法の公的資金注入制度の活用も検討しています。特定の電機業界に向け、公的資金の注入に加え、産業革新機構による支援策を講じるものであり、まさに大手電機業界救済制

度にはかならず、到底容認できません。なお、自民、民主、公明三党共同提案の修正案については、商工中金の完全民営化方針を変えるものではないため、賛成できません。

中小企業の資金繰りの円滑化を言うなら、二〇〇七年十月に信用補完制度に責任共有の名目で強行した部分保証制度の撤回や、緊急保証制度の対象を業種指定方式から全業種に拡大、政府系金融機関の五%超で借り入れたときの借入金の金利を低減する措置を再び実施することなど、法律を改正しなくてもできることを速やかに行うべきであることを指摘して、反対討論といたします。

○東委員長 これにて討論は終局いたしました。

高村正彦君外六名提出、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、櫻田義孝君外五名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立多数。よって、本法案は修正議決すべきものと決しました。

○東委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、中野正志君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。近藤洋介

君。

○近藤(洋)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

経済情勢の急速な悪化に伴う中小企業者や中堅事業者等(以下「中小企業者等」という。)の資金繰りの大幅な悪化に適切に対処するとともに、こうした中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期することが喫緊の課題とされていることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫による中小企業向け金融機能の役割が、今後とも、中小企業の資金ニーズに的確かつ十分に応えられるものとなるよう、財政基盤の強化や法的枠組みの整備など、万全の措置を講ずること。

二 本法附則第三条の「検討」に当たっては、株式会社商工組合中央金庫に対する政府出資が中小企業者等に対する適切な資金供給につながっているかどうかを定期的に検証し、その結果を踏まえつつ、国が中小企業金融に引き続き責任を果たすべきとの観点から、その財政基盤のさらなる強化や国の中小企業政策との連携の確保などについて結論を得ること。

併せて、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第六条の株式会社商工組合中央金庫の位置付けについて、見直しの検討対象とすること。

三 株式会社産業革新機構(以下、「機構」という。)の資金調達に対する政府保証に当たり、早急に支援基準や支援対象事業の具体化を図

ること。その際、機構が供給する資金はリス
クマネーであることにかんがみ、事業の再構
築を行う事業者のモラルハザードを排除し、
それらの者が適切に経営責任を果たすよう規
定すること。加えて、機構の事業遂行に当
たっては、広く専門人材の確保を図るとも
に、管理に万全を期し、財政資金の保全及び
回収に努めること。

以上であります。

附帯決議の内容及び審査の経過及び
案文によつて御理解いただけるものと存じま
すので、詳細な説明は省略させていただきます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。(拍手)

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○東委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯
決議を付することに決しました。

この際、二階経済産業大臣から発言を求められ
ておりますので、これを許します。二階経済産業
大臣。

○二階国務大臣 ただいま御決議をいただきまし
た附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、
本法律案の実施に努めてまいりたいと考えており
ます。

○東委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ
のように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○東委員長 次に、内閣提出、エネルギー供給事
業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エ
ネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案
並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進
に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を
議題といたします。

とともに、化石燃料の有効利用を促進することに
よつて、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確
保を図るべく、両法案を提出した次第です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願いを申し上げます。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー
源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利
用の促進に関する法律案

本法では、電気やガス、石油事業者とい
つた、我が国で使用されるエネルギーの大半を供給
するエネルギー供給事業者に対して、非化石エネ
ルギーの利用と、化石燃料の有効利用を義務づけ
るための措置を講じます。このため、経済産業大
臣が基本的な方針を策定するとともに、エネル
ギー供給事業者が取り組むべき事項について、ガ
イドラインとなる判断基準を定めます。これらの
もとで、事業者の計画的な取り組みを促し、その
取り組み状況が判断基準に照らして不十分な場合
には、経済産業大臣が勧告や命令をできることに
します。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関
する法律等の一部を改正する法律案

この枠組みを用いて、非化石エネルギーを利用
した発電の比率を一定以上に高めることなどを電
気事業者が義務づけられます。また、太陽光発電設備
については、我が国が競争力を有し、技術革新や
需要の拡大により発電コストの低下が見込まれる
ことから、住宅に設置した太陽光発電設備による
余剰電力を、電気事業者が現在の二倍程度の価格
で買い取ることを義務づけることとしており
ます。

(本号末尾に掲載)

○二階国務大臣 エネルギー供給事業者による非
化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料
の有効な利用の促進に関する法律案及び石油代替
エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等
の一部を改正する法律案につきまして、その提案
理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国におけるエネルギーの供給のうち、化石
燃料がその八割以上を占めており、また、そのほ
とんどを海外に依存しています。一方、近年、新
興国の経済発展などを背景として、世界的にエネ
ルギーの需要が増大しており、また、化石燃料の
市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場が不
安定化しております。加えて、化石燃料の利用に
伴つて発生する温室効果ガスを削減することが重
要な課題となっております。

こうした状況下において、エネルギーを安定的
かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそ
れが少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイ
オマスといった再生可能エネルギーや原子力など
を含む、非化石エネルギーの導入を一層進めるこ
とが必要です。また、石油や石炭、天然ガスなど
の化石燃料についても、生産設備の効率化などを
通じ、有効利用を促す必要があります。

このため、非化石エネルギーの利用を拡大する
ことと、化石燃料の有効利用を促進することに
よつて、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確
保を図るべく、両法案を提出した次第です。

次に、石油代替エネルギーの開発及び導入の促
進に関する法律等の一部を改正する法律案の要旨
を御説明申し上げます。

本法では、従来の石油代替施策を見直し、
化石燃料に代替する非化石エネルギーを研究開発
や導入促進などの対象とすることとします。これ
に伴い、本法の題名及び目的を改め、「石油代替
エネルギーの開発及び導入の促進」とあるところ
を、「非化石エネルギーの開発及び導入の促進」と
します。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。

○東委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○東委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯
決議を付することに決しました。

この際、二階経済産業大臣から発言を求められ
ておりますので、これを許します。二階経済産業
大臣。

○二階国務大臣 ただいま御決議をいただきまし
た附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、
本法律案の実施に努めてまいりたいと考えており
ます。

○東委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ
のように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ
のように決しました。

(報告書は附録に掲載)

(報告書は附録に掲載)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 基本方針等(第三条・第四条)	
第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置(第五条・第八条)	
第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置(第九条・第十二条)	
第五章 雑則(第十三条・第十八条)	
第六章 罰則(第十九条・第二十一条)	
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、エネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じてエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。)
- 二 熱供給事業者(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱

供給事業者をいう。以下同じ。)

三 燃料製品供給事業者(化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、燃焼の用に供されるものとして政令で定めるもの(以下「燃料製品」という。))の製造(第三者に委託して製造することその他の製造に準ずる行為として燃料製品の種類のごとに政令で定める行為を含む。第七条において同じ。)をして供給する事業を行う者をいう。第八項において同じ。)

2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。))であつて政令で定めるものをいう。第五項において同じ。))以外のものをいう。

3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「非化石エネルギー源の利用」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用すること(電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー源として非化石エネルギー源を利用した電気又は熱を他の者から調達することを含む。)をいう。

5 この法律において「化石エネルギー原料」とは、化石燃料のうち、燃料製品の原料であつてエネルギー源となるものをいう。

6 この法律において「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造(第三者に委託して製造することを含み)して当該燃料製品を回収した後に残存する

物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることをいう。

7 この法律において「特定エネルギー供給事業者」とは、エネルギー供給事業者のうち、非化石エネルギー源の利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。

8 この法律において「特定燃料製品供給事業者」とは、燃料製品供給事業者のうち、化石エネルギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。

第二章 基本方針等
(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項について、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー原料の有効な利用の状況、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する事項について環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(エネルギー供給事業者の責務)

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない。

第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

三 その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー供給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況、非化石エネルギー源の利用に関する

技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、非化石エネルギー源の利用について必要な指導及び助言をすることができ、(計画の作成)

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気(電気事業者が他の電気事業者に供給したものを除く)若しくは熱(熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したものを除く)の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の前事業年度における供給する電気若しくは熱の供給量又は製造し供給する燃料製品の供給量は、政令で定めるところにより算定する。

(報告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の非化石エネルギー源の利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の報告をすることができ、

2 経済産業大臣は、前項に規定する報告を受け

た特定エネルギー供給事業者が、正当な理由がなくてその報告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その報告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置

(特定燃料製品供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第九条 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定燃料製品供給事業者が行う事業ごとに、化石エネルギー原料の有効な利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特定燃料製品供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の状況、化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第十条 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定燃料製品供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、化石エネルギー原料の有効な利用について必要な指導及び助言をすることができ、(計画の作成)

第十一条 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項にお

いて定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の前事業年度における使用する化石エネルギー原料の数量は、政令で定めるところにより算定する。

の法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(報告及び命令)

第十二条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な措置をとるべき旨の報告をすることができ、

2 経済産業大臣は、前項に規定する報告を受けた特定燃料製品供給事業者が、正当な理由がなくてその報告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その報告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 雑則

(財政上の措置等)

第十三条 政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第十四条 国は、特定エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために再生可能エネルギー源の利用に要する費用を当該特定エネルギー供給事業者による電気、熱又は燃料製品の供給の対価に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、こ

第十五条 経済産業大臣は、第八条及び第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者の事務所、工場若しくは事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣との関係)

第十六条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(権限の委任)

第十八条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十九条 第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による提出をしなかつた者

二 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第三条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一項第四号中「揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第 号)」に改める。

理由

最近のエネルギーをめぐる内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー供給事業に係る環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第一条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律

第一条中「法律は」の下に、「非化石エネルギーを利用することが」を加え、「に資するため、石油代替エネルギーを」及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となつていふことにかんがみ、非化石エネルギー」に改める。

第二条中「石油代替エネルギーを」を「非化石エネルギー」に改め、同条第一号中「石油(原油及び揮発油、重油その他の経済産業省令で定める石油製品をいう。以下同じ)に代えて」を「化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料)その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む」であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。以外の物であつて、に、「供される物」を「供されるもの」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「石油」を「化石燃料」に、「に代えて使用される」を「以

外の」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第二項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に、「石油の」を「化石燃料の」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、供給目標を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条から第六条までの規定中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

第七条第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第二項中「石油代替エネルギー源」を「非化石エネルギー源」に改める。

第八条から第十条までの規定中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

第十一条中「石油代替エネルギーの」を「非化石エネルギーの」に改め、同条第一号中「石油代替エネルギー技術」を「非化石エネルギー技術」に改め、同号イ及びロ中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第二号中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同条第五号に掲げるものを除く。を削り、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(環境大臣との関係)
第十二条 経済産業大臣は、非化石エネルギーの開発及び導入の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

附則第二条を次のように改める。
第二条 削除

(中小企業信用保険法の一部改正)
第二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の六第一項、第三条の七第一項及び第三条の八第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「石油代替エネルギー法」を「非化石エネルギー法」に、「石油代替エネルギーを」を「非化石エネルギーを」に改める。

第四条第一項中「石油代替エネルギーに関する技術及び」を「非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びに」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「石油代替エネルギー法」を「非化石エネルギー法」に、「石油代替エネルギーを」を「非化石エネルギーを」に改め、同号ロ中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、同号ハを同号二とし、同号口の次に次のように加える。

ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術(可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。)

第十五条第一項第四号中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に改め、同項第五号中「第一号ハ」を「第一号ハ及び二」に改め、同項第六号を次のように改める。

油代替エネルギーの導入」を「非化石エネルギーの導入」に改める。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正)

第八条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)」を「化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料)その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。」をいう。」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項第二号中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一条第四号及び第五号」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)第十五条第一項第七号」に改め、同条第三項第一号イ中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」を削り、同号ロ中「平成十四年法律第四百四十五号」を削り、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)」に改める。

(調整規定)

第十条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第三号)の施行の日前である場合には、第三条

のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第三項の改正規定中「附則第十五条第三項中」とあるのは「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、前

条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」とあるのは「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十五条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「若しくは非化石エネルギー」を「又は非化石エネルギー」に改め、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)」とあるのは、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)」を削る。」とする。

理由

非化石エネルギーを利用することが内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となつていくことにかんがみ、非化石エネルギーの開発及び導入を総合的に推進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。